

広報

がんまき

2010 8

住民と ともに協働のまちづくり



町長室を見学する二小の児童

特集

タウンミーティングで..... 2

- 町では「まちづくり基本条例」を定める準備をしています 6
- MOSAIC PLAZA 知る・募る・語る 8
- 元気講座 ●熱中症と夏バテ予防のポイント 12
- 元気ガイド 13
- 家庭の情報：消費生活相談 14
- 知っていますか？ 賞味期限と消費期限の違い
- 図書館通信 15
- 各種相談 16

No.461

タウンミーティングで



タウンミーティングは、各種課題についての説明責任を果たすとともに住民の皆さんの生の声を聞かせていただき、皆さんのニーズを把握して町政への理解を深めていただくために行っています。

その会場でありました皆さんのご意見・ご質問と今中町長からの返答をご紹介します。

町長からの説明内容

タウンミーティング会場では、先ず始めに町長から皆さんへ町行政の概要についての説明を行い、その後皆さんからのご質問やご要望をお伺いしましたが、開催にあたり説明した内容を簡単に紹介します。

財政状況について

平成20年度の決算も昨年度に続き、二年連続で単年度の黒字となることができました。その結果、平成18年に四億六千二百万円ありました赤字額が年々減少し、七千六百万円となりました。

また上牧町は、金融機関などから借入れている公債の比率が法律で定められた基準を超えたために「早期健全化団体」となっていますが、これも平成22年度の決算での脱却を目指して財政健全化計画を実施中です。

経済の低迷により税収不足が顕著で、今後も減少が予想されますが、悪質な滞納者の差押さえ強化をはじめ、税収確保のためのあらゆる施策を進めています。

土地開発公社について

上牧町土地開発公社は昭和48年に町が一〇〇%出資して設立した団体です。土地開発公社は、自己資金を持っていますので、町が保証人になることにより金融機関からお金を借りて運営しています。

平成21年12月末現在の借入額は五十億二千百万円で、毎年一億円を超える利子を金融機関に支払っています。土地開発公社が保有する土地は、二百二十四筆、七万六千六百平方メートルです。



今後は土地開発公社を解散する方向で作業を進めていき、保有する土地についても町が買い戻す土地、民間に売却できる土地に分けて、作業を進めていきます。

現在は、国の「土地開発公社経営健全化対策」の方針に沿って、平成20年度から計画的に公社の保有地の買い戻しや欠損金の補填を行っています。今後は国の第三セクター等改革推進債を活用して土地開発公社解散に向けて作業を進めていきたいと考えています。

商業施設の進出について

2000年会館の東側、三軒屋・新町地区に大型商業施設の進出計画があります。

愛知県に本拠地を持つ企業が、施設の規模として、六万六千平方メートルの敷地に二階建、延べ床面積四万九千八百平方メートルの建物を建てる意向で進出作業を進めています。ただ、進出にあたっては開発場所の用途区域の変更が必要になります。

現在、進出予定の地域は第一種低層専用地域となつていますが、これを近隣商業地区に変更する必要があります。その見直しが必要があり、用途区域の変更が認められて初めて進出計画が

前へ進むこととなります。現在は決定の段階ではありませんが、皆さんに情報を持つていただくためにお話をさせていただいています。

またこの施設の進出が決まると、大勢の雇用の確保や固定資産税や土地を貸すことにより生じる利益に対しても税負担が生じますので、全体として年間約一億円程度の税収入が見込まれ、町の活性化にもつながります。

焼却場の建設

町のごみ焼却場は老朽化が激しく、その補修に毎年多額の費用がかかっています。

設置場所も香芝市域にあり近隣のかたたちに長年ご迷惑をかけ、強く移設を求められており、このままの状態ではやがて使用することが出来なくなります。

国が示している焼却場建設の補助基準は、一日の処理能力が一〇〇トン以上となっており、上牧町のみなさんが出されるごみは一日二十トン前後で、建設費用も多額になることから、一町単位で建設することはできません。そのため、広域的な取り組みや民間委託などあらゆる方法を考えていかなければなりません。

ごみ処理は直接みなさんの生活に影響する重大な問題ですので、財政再建と合わせて、今後の最重要課題として取り組んでいきます。

皆さんからの質疑応答

今中町長の説明に対して、会場では数多くの質問が寄せられましたが、紙面の都合上、全てを掲載することができませんので、数が多かった質問の内容とそれに対する今中町長からの返答を抜粋してお知らせします。

町行政・財政や税収について

問 税の未納者が非常に多いと聞くと、現状はどうか？改善はどのようにするのか。

確かに、未納者が多いのが現状です。その対策として、収納対策本部を設置し、徴収体制の強化を図っています。

また、納税に不公平があつてはいけませんので、県税を収納する奈良県と共同で悪質な滞納者に対しての差押えを積極的に行っています。平成21年度で約百件の差押えを行っています。

さらに、平成21年度からコールセンターを設置し、電話による町税の督促業務を実施しています。
これらを進めることにより、徴収率の向上を図っています。

問 近隣町や国の規準と比べて職員数はどうか。

類似団体をみますと職員数が多くなっています。これは上牧町の場合、学校給食とゴミ収集業務を直営で行っている関係もあり、そのために職員数も多くあります。

町として、し尿収集業務を本年度より民間に委託し、さらには平成25年までは一般職の採用を行わずに全体的に職員数を削減する考えで進めております。

問 説明では人件費が、平成25年度から増加するがなぜか。

財政悪化を理由に平成18年度から町職員の給料を段階的にカット（現在は10%カット）を行っています。そのため奈良県内でも最低、全国的に見ても下から九番目の低い数値です。財政の改善が進んでくる25年には元の給料に戻す考えですので、そのため増加します。

問 上牧町の負債額は、住民一人あたりいくらになるのか。

負債額を平成21年度の人口で割りますと住民一人あたり約五十五万円になります。

問 過去年度で、一番大きかった赤字額はいくらか。

平成18年度で四億六千二百万円です。

問 集中改革プランはそれとおり継続しているのか。またそれ以上の取り組みをいれた計画なのか。

集中改革プランに基づいて、歳入では町税収入など自主財源の確保として、徴収体制の充実や受益と負担の適正化を見直しをしており、効果が発生しています。

歳出では支出の増大を少しでも減少させるために、町職員の定員適正化のための人員削減や給与の減額、経費削減などを徹底して行っています。
そのため、人件費や物件費について

は、過去の最も費用がかかっていた頃から比べて二十から三十%の減少になっています。

今後も集中改革プランをもとに無駄を省いた行政の運営を行っていきます。

土地開発公社について

問 土地開発公社を解散するため借入れについて、公社の借入れを町が肩代わりするということは、借入れのピンポンのようでは。

公社は町が作った組織で、その借入の保証を町が行っています。

公社が返済できない場合は、結局は町が負担しなければなりません。また、このまま返済をしないでおくと、利息が発生し、借入金がどんどん膨らんでいきます。公社が返済できない限り、保証人である町が返済しなくてはなりませんので、実質的には町の負担となります。

公社の解散に伴い町が借入金を返済する事は従来の短期借入が長期借入に変わりますので、元金は徐々に減少していきます。

問 公社の解散について、簿価（帳簿価格）の差額はどのようなのか、買い戻さなかったらどうなるのか。

公社が土地を取得するに、自己資金を持っていきませんので、金融機関から借入れて行うことになります。

購入した土地を町に売却する際には金融機関に支払う利息や、公社を運営するための事務費を上乗せした金額の簿価で行います。そのため、必ず土地の購入価格より簿価の方が高くなります。

また土地が売れないと、その間金融機関から借入れた購入代金を返済できませんので、どんどん金利が発生し、さらに簿価が高くなり、町が保証する金額がどんどん増えることとなります。そのため、早期に買い戻すほど、町の負担も少なくて済みます。

問 公社解散による起債の借入れにより、行政サービスの低下は無いのか。

町が借入れている公債費は順調に減少し、平成22年度には早期健全化団体



から脱却できる見込みです。その後も公債費は減少が続き、平成18年度に約百六十億円あつた借入金、平成24年度には九十九億円にまで減少する予定です。そのため、平成25年度で公社解散のために新たな借入れを行っても、行政サービスの更なる低下はありませんし、また公社の経営努力により、借入金を最小限に抑えます。

商業施設の進出について

問 町長は以前に道路を凍結すると言ったが、今の説明では道路を造る話になっているが。

確かに私は道路を凍結すると皆さんにお約束しました。その際の内容は、大型店舗が進出すると正式に決まった状態でない時点で道路を建設するのは、財政健全化を進める上牧町ではふさわしくない話なので凍結しますと言いました。

ただ、この話が本決まりになりましたら、当然、混雑緩和や集客の面からも道路も必要になりますので、その際は道路の建設を進めて行きたいと考えています。但し、上牧町は財政的にも道路の建設を行う余裕はありませんので、そのことを企業に理解していただき、最終的には町の負担のない方法で



話を進めていきたいと考えています。

この話は、あくまで商業施設の進出が決定してからの話であり、進出が決らない限りは、皆さんにお約束しましたとおり、道路の建設は当面凍結していきます。

問 大型商業施設が進出すれば、道路や下水道などの整備が必要とのことだがその費用はどうするのか。

道路などの社会基盤の整備として、おおよそですが道路建設に六億七千万円・水道整備に三千万円・下水道整備に一億円の合わせて約八億円かかりますが、町が行うことにより事業費の約半分が国の補助金で賄うことができます。

残りの半分を町が負担することになりますが、それを進出企業に協力をお願い

することにより、最終的には町の持ち出しを無くしていきたいと考えています。

問 大型店舗の進出により、他の店舗が倒産するのではないかと。

確かにその様な考えも起こりますが、逆に企業の進出により住民の皆さんが買物する際の選択肢が増えるのではないのでしょうか。食料品や一寸した日用品などは家の近所で購入し、それ以外のものは少し遠い大型店で購入するといった形でみなさん自身が買物をする際の幅が増えると思います。

大型店は広範囲の地域を対象にした店舗展開を行いますので、上牧町に他町からも買物に來られるかが増え、町内の店舗が更に活性化することも考えられますので一概に、大型店が開業すると小店舗が軒並み閉店するといったことはないと思います。

問 大型店が進出すれば、道路が整備されていない状態では、混雑が予想されるが道路整備はどうするのか。特に役場下交差点の渋滞がひどい。

道路の渋滞は、この進出により起こるデメリットの部分ですが、このデメリットが最小限で済むように改善していかねければなりません。役場下の混雑も現実の問題として起っていますので、道路の管理者である奈良県とも協議して、間もなく改良工事に入る予定になっています。

町では「まちづくり基本条例」を定める準備をしています。

～あなたも一緒に考えてください～

最近、まちづくりの基本ルールを条例（名称は「〇〇町まちづくり条例」や「△△町みんなで作るまちの基本条例」など、さまざま）で定める市町村が増えてきました。

上牧町でも住民のみなさんと協働でまちづくりを行うためにこの条例を定める準備をしています。が、どのような条例なのかを簡単に紹介しましょう。

まちづくりの基本条例とは

まちづくり基本条例は、住民の皆さんと町が協働で行うまちづくりの基本的なルールを定めた条例で「自治体の憲法」とも呼ばれています。この条例を定めることは、住みやすい町を作るための仕組みを整えることです。

まちづくり基本条例は必要なの

まちづくり基本条例の必要性が高まってきた背景には、次の二点が考えられます。

「①地方分権の進展とそれを大きく前進させるための地域主権」により、国と地方は対等の関係とされ、市町村の自己決定・自己責任がますます大きくなってきています。

これらをうまく行っていくような指針のようなものが必要となり、この指針が「まちづくり基本条例」です。

「②人口減少・少子高齢化」による住民の皆さんの負担をできるだけ増やさず良好なサービスを行うためには、住民と町とが協働してまちづくりを進めることが大切になり、そのためには、それぞれの役割をはっきりさせ、まちづくりのルールや仕組みを作ることが必要となります。このルールや仕組みが「まちづくり基本条例」です。

まちづくりの基本ルールとは

「まちづくりのルール」を考えるとき、「まちの内容・姿」と「まちのつくり方」を区別すると分かりやすくなります。例えば、環境によりまちを指すというとき、「路上禁煙の区域を設ける」「ごみの不法投棄をなくすためパトロールを強化する」などは「まちの内容・姿」、「路上禁止の区域は住民の意見を聞きながら決める」「ごみの不法投棄のパトロールは行政に任せるばかりではなく自治会やNPOも行う」などは「町のつくり方」となります。

まちづくり基本条例は、「まちのつくり方を定めたもの」です。したがって、「道路や公園をいづくにつくる

※「まちづくり」とは

まちには、見えるもの（道路・河川・公園・建物など）と見えないもの（文化・伝統・教育・人と人とのつながりなど）があり、それらを住民と町がともに作ったり、良くしたりしていくことをいいます。

※「条例」とは

国の法律とは別に、条例は市町村や県などが自主的に作る法律のようなもので、その市町村が県でしか効力はありませんが、みんなが守らなければなりません。

したがって、「まちづくり基本条例」とは、『みんなが守る、まちづくりの基本を定めた「町の法律」のようなもの』ということになります。

※「地方分権、地域主権」とは

以前は全国同じような要望・課題があり、それを解決するには、中央集権で都合が良かったのですが、現在では、地域で異なった要望や課題があるため、地方のことは地方の実情にあったやり方ですめる方が効率的であるとの考えから、それなら地方に権限と財源を移すことにより、市町村の決定・自己責任が大きくなりました。又、住民の方々に町の政策立案の一翼をになつていただくことで、地域主権が一層進むことになります。

のか」といった、まちづくりの具体的なことは書かれていません。また基本ルールなので「人は右、車は左：」のような個別・具体的なルールも書かれていません。

まちづくり基本条例には

どんなことを盛り込むの

まちづくり基本条例には「次の三つのキーワードが盛り込まれます。

①「情報の共有」

住民・議会・町がそれぞれ持つっている情報を持ち寄って、みんなが同じ情報を持つようにします。町の情報が正しく皆さんに伝えられなかったら、町政に関わることも、共に課題に取り組むことも実現しません。

町の情報は、住民の共有財産であるという立場で考えることが情報の共有です。

②「参画」

参画は参加とは異なります。皆さん

が行事に参加するだけでなく政策・事業などの計画に加わることを言います。例えば「まちづくり基本条例」をつくることに関わっていただくことも「参画」です。

③「協働」

地域の課題の解決に向けて、町単独では解決できない問題や住民だけでは解決できない問題などがある場合に、互いの不足を補い合い、共に協力して課題の解決に向けた取り組みを効率的に行うことです。

まちづくり基本条例策定の

基本的な考え方

条例策定の基本的な考え方は、急いで条例を制定するというよりも、住民のみなさんの「参画・協働」による条例制定に至るまでの過程が重要であるとの考え方で策定作業を進めることとしています。

条例制定後はどうに

・住民の声を町政に生かす制度や仕組みなどを整備することにつながります。併せてみんなで情報を共有できるようにすれば「住民参加」がすすみ、住民の声が町政に反映されやすくなります。

・住民、議会、町が一緒にまちを良くする仕組みやルールなどを整備することにつながります。議会や町だけでなく、住民も町を良くしていくという制度が整います。

条例制定は終りでなく

始まりです

条例が制定されてからは、条例の趣旨や精神を実現するために、具体的な制度や仕組みを整備し、みんなが一丸となり、目的に向かって引き続き努力しなければなりません。住民も議会も町もこの条例をうまく使って住みよい町をぜひ実現したいものです。

(仮称) 上牧町まちづくり基本条例策定委員会 委員を募集

～まちづくりのルールやしぐみを
一緒に考えてください～

(仮称)上牧町まちづくり基本条例をつくるため、まちづくりについて一緒に考えていただくかたを募集します。これからの上牧町がどうあるべきかを語り合いたいと考えていますので、まちづくりに関心をお持ちのかたのご応募をお待ちしています。

- ◆募集人数 10名程度（応募者多数の場合は抽選により決定します。）
- ◆応募資格 町内に在住のかたで上牧町のまちづくりに関心のある18歳以上のかた
- ◆と き 8月9日(月)から8月31日(火)まで。
郵送の場合は8月31日(火)消印有効
- ◆応募方法 所定の応募用紙に必要事項を記載して、役場まちづくり推進課まで持参か郵送・メールのいずれかの方法で応募してください。応募用紙は役場まちづくり推進課か片岡台出張所に用意しています。なお、提出していただいた応募用紙は返却しません。
- ◆その他
 - ・策定委員会の会議
月1～2回、2時間程度を予定。(詳細は会議の中で決めていきます)
 - ・委員の委嘱期間
条例の素案を町長に提言していただくまでとします。(概ね2年程度)
 - ・委員会設置要綱など
「(仮称)上牧町まちづくり基本条例策定委員会設置要綱」の閲覧と応募用紙のダウンロードができます。
- ◆問合先 まちづくり推進課 ☎役場内線232番
Eメール kanmakisasayuri@clear.ocn.ne.jp
ホームページ <http://www1.ocn.ne.jp/~kanmaki/>

MOSAIC PLAZA

知る・募る・語る

KANMAKI

児童扶養手当・特別児童扶養手当の現況届を

児童扶養手当・特別児童扶養手当を受けているかたは、毎年現況届を提出しなければなりません。(前年度所得超過などで支給停止のかたも含みます。)

この届出をしなければ、受給資格があっても手当が受けられませんので、必ず届出を済ませてください。該当するかたには、案内を通知しますので、手続きをしてください。

▼提出期間

- ・児童扶養手当
8月2日(月)から31日(火)まで
- ・特別児童扶養手当
8月11日(水)から9月10日(金)まで

▼問合先

福祉課
役場内線142番

上牧町排水設備指定工事店の新規指定と指定の取消

上牧町排水設備工事店(指定工事業者)に次の業者を新たに指定、取り消しをしました。

☆新規指定

日之出水道工業所

香芝市五位堂八丁目二七〇四

☎77-4013

北川燃料住専店

御所市小林四一

☎62-5111

ベターメイト

上牧町上牧四二一六〇六

☎71-8181

辰巳水道設備工業所

香芝市畑二四七

☎76-4315

(株)学研都市設備生駒支店

生駒市北田原町二四二二二

☎0743-79-3271

(有)杉浦建設

上牧町上牧二五七一

☎78-2489

☆指定の取消

シグタ工房

上牧町米山台一一五〇四二

☎78-2980

積和建設やまと株式会社

橿原市上品寺町稲ヶ坪三四〇一

☎0744-29-8460

▼問合先

下水道課
☎71-5234番

父子家庭の父にも児童扶養手当を支給

ひとり親家庭に対する自立を支援するため、8月1日から父子家庭の父にも児童扶養手当が支給されます。

▼児童扶養手当とは

父母の離婚などで、父や母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭(ひとり親家庭)の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

▼父子家庭の支給要件は

次の五つのいずれかに該当する子どもについて、父がその子どもを監護し、生計を同じくしている場合に支給されます。(個々の家庭が支給要件に該当するかについては、おたずねください。)

- ・父母が婚姻を解消した子ども
- ・母が死亡した子ども
- ・母が一定程度の障害の状況にある子ども
- ・母の生死が明らかでない子ども

その他(母が一年以上遺棄している子ども、母が一年以上拘禁されている子ども、母が婚姻によらないで懐胎した子ども)

▼手当額

受給資格者(ひとり親家庭の父や母など)が、監護・養育する子どもの数や受給資格者の所得などにより決められます。(個々の手当額についてはお問い合わせください。)

児童ひとりの場合 月額四万一千七

- ・百二十円、一部支給 四万一千七百十円〜九千八百五十円
- ・児童二人以上の加算額 二人目/五千円(月額)、三人目以降ひとりにつき三千円(月額)

▼受給するためには

役場への申請が必要です。11月30日までに申請をしていただくと、支給要件に該当している日の翌月分(8月以降)から支給されます。11月30日を過ぎると、申請月の翌月分からの支給となります。手続きに必要なもの

受給資格者と該当する子どもの戸籍謄本(抄本)や住民票が必要です。

▼問合先

福祉課
役場内線142番

地デジ個別相談コーナー開設

2011年7月24日までに「アナログ放送」は終了し、「地上デジタル放送」に移行しますが、ご準備はお済みでしょうか?

ご準備がまだのかたを対象とした「個別相談コーナー」を設置し「私の家はどうしたらいいの?」「何を準備したらいいの?」など皆さんの疑問にお答えします。

▼とき

9月1日(水)から3日(金)までの午前10時から正午までと午後1時から4時まで

▼ところ

役場一階ロビー

▼費用

相談は無料です。

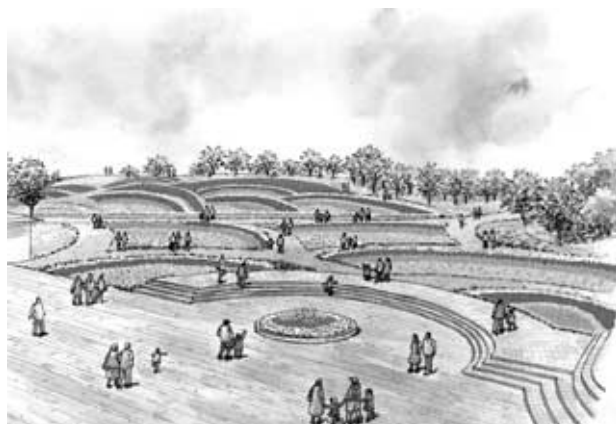
▼問合先

デジサポート係
☎0742-190-2222

馬見丘陵で第27回全国都市緑化ならつエアー開催

大和路が秋の彩りに包まれる9月18日(土)から11月14日(日)の五十八日間にわたり、花と緑の祭典「第27回全国都市緑化ならつエアー」が国内でも有数の古墳群を含む、緑あふれる県営馬見丘陵公園をメイン会場として開かれます。

メイン会場は、約七百品種(約六十万株)の花・緑で来場者の方々を迎える五つのゾーンで構成。奈良県はダリアの球根生産量日本一、「ダリア園」には約二百品種(五千株)が咲き誇ります。中でも花の大きさが30cm以上にものなる「エモリーポール」や草丈四から五mの高さになる「皇帝ダリア」が見所です。



馬見花苑イメージパース

「ならつエアー」は入場無料。フェア期間中のご来場は、公共交通機関のご利用をお願いします。

詳しくは、ならつエアーホームページをご参照ください。ホームページは「ならつエアー」で検索できます。

▼愛称 「やまと」花ごよみ2010テーマ

未来へつなぐ「花のもてなし」

～やまと青垣からの贈りもの～

▼とき 9月18日(土)から11月14日(日)の午前9時30分から午後4時30分まで。ただし、11月は午後4時まで。

▼入場料 無料

▼問合せ 第27回全国都市緑化ならつエアー実行委員会事務局

☎78-33987

母子家庭就業巡回相談

児童扶養手当を受給されている母子家庭の保護者を対象に自立支援センターの巡回相談を行います。

希望者は前日までに予約をお願いします。

▼とき 8月9日・23日(月)の午後1時30分から4時まで。

▼ところ 役場福祉課窓口へお越しください。

▼内容 就業についての相談
福祉課

☎役場内線144番

来年版県民手帳 申込みを受付

来年版奈良県民手帳の予約を受け付けています。

▼発行 奈良県統計協会

手のひらサイズ 一四五×八五ページ数 約二百七十ページ

▼内容

・日記ページには過去五年間のお天気マーク付き。

・人口・産業など奈良県(全国)の主要統計データを収録。

・奈良県内の官公庁・緊急医療施設など、主な機関の住所・電話番号を掲載。

・奈良県内の市町村の郵便番号を掲載。

・その他、くらしに役立つ情報を満載。

▼頒布価格 五〇〇円。

▼申込方法 8月31日(火)まで役場まちづくり推進課へ電話で申し込んでください。

▼問合せ まちづくり推進課

☎役場内線234番

「ら・かんまき」会員募集
自主的・無償・社会性・創造性のあるボランティア活動

▼ボランティアの場所
第一保育所横

▼活動内容 ら・かんまき植栽…50m×6mの花壇の植栽管理(傾斜地)

※花壇の完成は四年計画ですが、主な活動は葛の根の切除です。

▼募集会員数 先着五名(定員十名)

※申し込み受付期間…8月1日(日)か

特別支援教育児童生徒 支援スタッフを募集

町内小・中学校で、児童生徒に対する介助や支援を行うスタッフ(臨時職員)を次のとおり募集します。

▼職務内容

各学校の通常学級に在籍する児童生徒の中で特別な配慮を必要とする児童生徒と、特別支援学級に在籍する児童生徒への介助や学習活動上の支援

▼募集人員 若干名

▼応募資格 教員免許状をお持ちのかた

勤務条件 一日六時間・週五日勤務。勤務の時間は概ね午前九時から午後三時まで。勤務場所は、町内の小学校や中学校

▼賃金 一時間あたり八百二十円

▼応募方法 履歴書(市販のものを用い、写真を貼付したもの)・教員免許状の写しを役場教育総務課へ提出して下さい。

▼応募期間 8月5日(木)から8月13日(金)の午前9時から午後4時

▼選考 面接(日時は後日連絡)により採用者を決定します。

▼問合せ 教育総務課

☎役場内線119番

ら10日(火)まで

▼年会費

ボランティア保険代…二百八十円

▼活動経費 会の活動において調達

▼連絡先 ☎73-90006

高木智栄子

上牧幼稚園児 募集

来年度の上牧幼稚園児（一・二・三年保育）を募集します。

- ▼【二年保育】平成17年4月2日から18年4月1日までに生まれた町在住の幼児
- ▼【三年保育】平成18年4月2日から19年4月1日までに生まれた町在住の幼児
- ▼【三年保育】平成19年4月2日から20年4月1日までに生まれた町在住の幼児
- ▼募集人員 一年保育／若干名、二年保育／若干名、三年保育／八十八名程度
- ▼募集期間 9月2日（木）から3日（金）の午前9時から午後4時まで。
- ▼受付場所 上牧幼稚園（桜ヶ丘三丁目34番地）

▼その他

- 入園願書受付期間中は自由に参観していただいております。
- 入園願書は役場教育総務課と幼稚園で8月2日（月）から配布します。なお、願書の受付は幼稚園のみで行います。印鑑と住民票抄本（本人）を受付の際にお持ちください。
- 保育時間は、通常月・火・木・金曜日と第二・第四の水曜日が午後2時30分間まで、第一・第三・第五の水曜日が午前11時30分までです。（三歳児の一学期は午前中保育です。）
- 入園希望者が定員を超過する場合は公開抽選を行います。
- 駐車場がありませんので車での来園はご遠慮ください。
- 入園後のバスの送迎については、園の方針に従ってください。

▼問合せ 教育総務課
役場内線134番
上牧幼稚園
032107000番

都市計画の変更案についての公聴会を開催

県では、都市計画の変更案に関する公聴会を次のとおり開催します。ただし、公述申出書の提出が無かった場合は、公聴会の開催を中止します。

▼都市計画の種類

- 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）
- 市街化区域と市街化町政区域との区分・用途地域

▼とき・ところ

8月28日（土） 午後1時から
奈良市中部公民館
8月29日（日） 午後1時から
奈良県橿原文化会館

▼閲覧期間

変更案については8月3日（火）から17日（火）まで、県都市計画室と役場まちづくり推進課で（執務時間内に限る）閲覧できます。また、県都市計画室ホームページに掲載します。

▼公述申出書の提出

この公聴会で意見を述べることが希望する方（但し、関係市町村の住民、その他の利害関係者に限りません）は、氏名、住所、年齢、職業、電話番号、公述希望日、意見の要旨とその理由を記載した公述申出書を8月18日（水）までに必着で県都市計画課へ提出してください。

▼問合せ

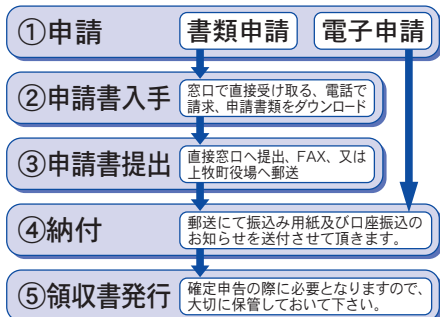
まちづくり推進課
役場内線212番
奈良県都市計画室
07421717520

ふるさと納税者からメッセージ

ふるさと納税に基づき、上牧町に寄附をいただいた三重県四日市市在住の有村雄一郎さんからのメッセージが届きましたので紹介します。

「私は上牧町出身で大学を出るまで上牧に住んでいました。TBSのテレビでベガサスホールの赤字の話を見ました。私はあそこで成人式をして上牧町からテレホンカードなどのお祝の品をいただきました。今回はたいした金額ではありませんが、ふるさとを応援するためにぜひ寄付をさせていただきます。」

☆ふるさと納税申込方法



☆ふるさと納税の確定申告

確定申告の際に、寄附額から五千円を超える部分について、一定限度まで

全額控除されます。

毎年1月1日から12月31日までに行った寄附について、翌年の3月15日（土・休祝日の場合は翌平日）までに最寄りの税務署に所得税の申告を行なってください。

【例】年収七百万円 夫婦・子二人の力が四万円を寄附していただいた場合、翌年の税額控除三万五千円軽減（住民税分三万一千五百円・所得税三千五百円）となります。

その他の所得税控除により税額控除の金額が変わりますのでご注意ください。

▼問合せ 税務課 役場内線123番

忘れていませんか 税の納期限

町税・国保税・後期高齢者保険料・介護保険料の今年度分が始まり、各納期限の第一期分が過ぎております。

病気や失業などで納期限までに納付することが困難な場合は、放置せず早めにご相談をお願いします。

理由もなく放置されますと、督促手数料や延滞金に加算され財産の差押さえなどの滞納処分を受けることになります。

「納税・納付により築く信用、滞納・滞納処分により失う信用」

町では昨年11月より電話（コールセンター）による町税などの督促業務を、また4月より県個人住民税滞納整理室との協働徴収強化を実施しています。

▼問合せ 徴収課

役場内線125・155番

第四回 かんまき・平和のつどいを開催

「知っているなら伝えよう、知らないなら学ぼう」
今年も「かんまき・平和のつどい」を行います。

今年の「戦争体験を聞く会」は戦争中のくらしの体験を松里園の上田さんがお話をしてくれます。また、ドラマ「グングンの女房」で知られる水木しげるさんの体験を元に作られたドラマ「鬼太郎が見た玉砕」水木しげるの戦争」を上映します。

▼とき 8月22日(日)

午後1時15分から(1時開場)

▼ところ 2000年会館多目的室

▼内容

第一部 「戦争中のくらしについて」

語り部 上田スミエさん(松里園在住)

第二部 ドラマ「鬼太郎が見た玉砕」水木しげるの戦争」を上映

▼費用 無料

▼問合せ 芦辺 ☎72-10925

文化協会作品発表会

上牧町文化協会では、中央公民館展示ギャラリーで作品の発表会を行っています。

☆8月25日(水)まで

・書道クラブ遊墨会(展示ギャラリー)

・内田編物クラブ(陳列ケース)

各クラブについてのお問い合わせは、

中央公民館までご連絡ください。

▼問合せ 中央公民館

☎76-3610

西和消防組合 職員採用試験

採用人員

消防吏員五名程度(来年4月採用予定)

受験資格

年齢

大学卒 昭和58年4月2日以降に生まれたかたで、学校教育法による大学(短大を除く)を卒業したかたか、

来年3月卒業見込のかた

短大卒 昭和60年4月2日以降に生まれたかたで、学校教育法による短期大学を卒業したかたか、来年3月

卒業見込のかた

高校卒 昭和62年4月2日以降に生まれたかたで、学校教育法による高等学校を卒業したかたか、来年3月

卒業見込のかた

身体

身体

消防吏員として職務遂行に必要な身体、体力を備え次の基準を満たすかた

身長 男性概ね百六十cm以上、女性概ね百五十五cm以上

体重 男性 おおむね五十kg以上、女性概ね四十五kg以上

胸囲 男性おおむね身長二分の一以上

視力など 矯正視力を含み両眼で〇・七以上で一眼でそれぞれ〇・三以上。また色覚が正常であること 他

国籍 日本国籍を有すること

地方公務員法第十六条の欠格事項に該当しない事

試験方法

第一次試験 9月19日(日)

午前9時30分から

教養(筆記)試験

第二次試験 第一次試験合格者のみ

10月下旬予定 □述試験・適性検査・体力試験(千五百m走など)

受付期間

8月4日(水)から8月20日(金)の月から金曜日の午前9時から午後5時まで

問合せ 西和消防組合消防本部

☎73-11001

自衛官等募集

防衛省では本年度採用の自衛官候補生、一般曹候補生、航空学生、看護学生、防衛大学生と防衛医科大学校学生を募集しています。

▼自衛官候補生(陸・海・空自衛隊)

応募資格

十八歳以上二十七歳未満のかた

受付

男子 年間を通じて行っています。

女子 8月1日から9月10日まで

試験日

一次試験 受付時にお知らせ。

二次試験 試験時にお知らせ。

▼一般曹候補生(陸・海・空自衛隊)

応募資格

十八歳以上二十七歳未満のかた

受付 8月1日から9月10日まで

試験日

一次試験 9月18日

二次試験 10月7日から14日

▼航空学生(海・空自衛隊)

応募資格

高卒(卒業見込含む)で二十一歳未満

のかた

受付 8月1日から9月10日まで

試験日

一次試験 9月23日

二次試験 10月16日から21日まで

三次試験 11月13日から12月16日まで

▼看護学生(陸上自衛隊)

応募資格

高卒(卒業見込含む)で二十四歳未満のかた

受付 9月6日から10月1日まで

試験日

一次試験 10月23日

二次試験 11月20・21日

▼防衛大学校学生

応募資格

高卒(卒業見込含む)で二十一歳未満のかた

受付 9月6日から10月1日まで

試験日

一次試験 11月6・7日

二次試験 12月14・18日

▼防衛医科大学校学生

応募資格

高卒(卒業見込含む)で二十一歳未満のかた

受付 9月6日から10月1日まで

試験日

一次試験 10月30・31日

二次試験 12月8日から10日まで

☆ホームページなどでも資料閲覧、請求が出来ます。

<http://www.mod.go.jp/pco/nara>

問合せ 自衛隊糧原地域事務所

☎0744-2919060



暑さもまだまだ厳しいこの頃ですが、皆さんは体調を崩していませんか。夏は食欲が落ちたり、熱中症にかかりやすい季節です。

今月号では、熱中症と夏バテ予防の食べ物について、お話ししたいと思います。

☆熱中症

身体の中と外の“あつさ”によって引き起こされる様々な身体の不調です。

▶発生しやすい状況

- ・高温多湿下で、汗が蒸発しにくい。
- ・風が弱く、身体周囲の熱が逃げにくい。
- ・日射しを受けて体温が上昇する

▶こんな症状に注意

- ・たちくらみ、めまい、吐き気。
- ・こおら返りがおこる。
- ・からだがぐったりして力が入らない
- ・大量の汗・ズキンズキンする頭痛。

▶熱中症を疑ったら

熱中症を疑ったときは緊急事態であることを認識し、重症の場合は救急車を呼ぶことはもちろん、現場ですぐに身体を冷やし始めることが必要です。

- ・涼しい日陰やクーラーの効いた室内などへ移動。
- ・衣類をゆるめて休む。
- ・氷や冷たい水でぬらしたタオルを手足にあてる。
- ・水分補給（このとき水分だけでなく、0.1%程度の塩水やスポーツドリンクを少しずつ何回にも分けて補給）。

- ・医療機関へ運ぶ。

☆回復しても病院へ。熱中症になったら回復したつもりでも、体内に影響が残っていたり、再発のおそれもあります。回復した後も必ず病院で診てもらいましょう。そして、しばらくの間は身体をいたわる生活をしましょう。

☆夏バテ予防の食べ物

たんぱく質：しっかりした身体を作る。肉・魚・卵・乳製品・豆製品など

ビタミンB1：糖質をエネルギーに変えるのに必要。不足すると乳酸がたまってだるく疲れやすくなる。豚肉・ごま・うなぎ・大豆・かつお・玄米など

香味野菜：硫化アリルという成分が含まれ、ビタミンB1の吸収をよくする。香りが食欲増進に。玉ねぎ・長ねぎ・にら・ニンニク・しょうがなど

ビタミンA・C：身体の抵抗力を高めてくれる。Aはレバー・うなぎ・人参・かぼちゃ・赤ピーマン・にらなど。Cはキウイ・じゃがいも・赤ピーマン・黄ピーマンなど。

ネバネバ野菜：粘り成分が胃腸膜を保護し、弱った胃腸を守る。たんぱく質の消化吸収を助ける。オクラ・やまいも・モロヘイヤなど。

酸味の食材：食欲増進、疲労回復になる。柑橘類・梅・お酢など。

この時期、食事の量より質を考えて、夏を元気に過ごしましょう。

●熱中症と夏バテ予防のポイント●

第十八回奈良県高齢者 いい歯のコンクール 参加者募集

▼応募資格

七十歳以上で歯の健康な方た（若干の欠損歯・かぶせなど可）、第十五～十七回の最優秀のかたは応募できません

▼応募方法

官製ハガキに郵便番号、住所、氏名（ふりがな）、電話番号、生年月日、性別、年齢を明記し、〒630-8002

奈良市二条町二丁目九二

奈良県歯科医師会・高齢者いい歯のコンクール係まで。

▼応募期限 9月1日（水）まで

▼審査と表彰

・とき 10月7日（木）

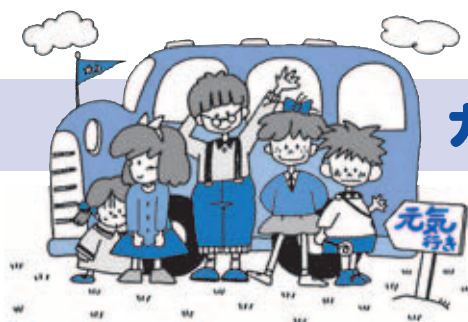
正午から午後4時30分

・ところ 奈良県歯科医師会館

※8020達成者には認定証が授与され、最優秀賞には後日、知事から賞状が授与されます。

▼問合せ 歯科医師会館

☎0742-33-0861



- 問合先：生き活き対策課 ☎79-2020
- ところ：2000年会館内

相談

★乳児相談

と き：8月3日(火)

午後1時30分から3時まで受付

対象者：1歳になるまでの乳児

内 容：計測、相談(栄養・発達・離乳食など)。午後2時から2時30分は交流会を行います。(保育士のふれあい遊び、保健師のお話・保護者の交流。) 交流会の時間は、計測を一時中断します。

持参品：母子健康手帳

★幼児相談

と き：8月27日(金)

午前9時から11時までと午後1時30分から3時まで受付

対象者：1歳から就学前までの幼児
内 容：計測、相談(栄養・子育てなど)。

持参品：母子健康手帳

★成人健康相談

と き：8月27日(金)【要予約】

午前9時から11時30分までと

午後1時30分から4時まで受付
糖尿病・高血圧・高脂血症・禁煙・生活習慣を改善したいなど、何でもお気軽にご相談ください。

★不妊の相談

不妊で悩まれているかたに、その健康状態に応じた相談や不妊治療についての相談を奈良県不妊専門相談センターにより実施しています。

【電話相談】

と き：毎週金曜日の午後1時から4時まで。(年末年始・祝日・医師会館休館日を除く)

相談員：助産師

連絡先：0744-22-0311

【面接相談】

と き：毎月第2月曜日の午後1時から4時まで。(年末年始・祝日・医師会館休館日を除く)

電話相談受付時間帯に事前予約をしてください。

相談員：産婦人科医師

ところ：奈良県医師会館
(橿原市内膳町)

健康診査

午後1時から1時30分まで受付
(健診開始は午後1時30分より)
対象者には個人通知します。

★乳児健康診査

と き：8月26日(木)

対象者：平成22年3月8日から4月26日生まれ。

★3歳児健康診査

と き：8月19日(木)

対象者：平成19年2月9日から3月19日生まれ。

★2歳児歯科検診

と き：8月25日(水)

午前9時から9時30分まで受付
対象者：平成20年3月・4月生まれ。

教室

★妊婦さん集まれ！

とき・内容：【要予約】2回開講

9月7日(火) 助産師のお話

10月5日(火) 栄養士のお話

午後1時30分から2時30分まで
対象者：妊娠されているかた。

持参品：母子健康手帳

親子でつくるおやつ教室

と き 8月24日(火)

午後1時30分から3時

ところ 2000年会館

調理実習室

メニュー 豆腐入り白玉団子・ミルククッキー

(22年度中は同じメニューです。)

対 象 四歳から小学三年生の親子(22年度中一回のみ受講してください)

定 員 親子合わせて二十名

費 用 大人二百円・子ども百円

持参品 エプロン・三角巾・手拭きタオル

申込方法 8月5日(木)

午前8時30分から電話か生き活き対策課窓口へ。

献血にご協力を

多くの皆さんに献血のご協力を呼びかけています。

町内でも次のとおり移動献血を行いますので「愛の献血」のご協力をお願いします。

と き 8月6日(金)

午前9時30分から正午まで

ところ 役場正面玄関

プレイルーム利用日について

平日、午前9時から午後5時まで利用して頂けます。

家庭の情報

消費生活相談員
山口 知香

●消費生活相談●

知っていますか？ 賞味期限と消費期限の違い

食品の表示に関しては、安全性の確保を

目的とする「**食品衛生法**」、品質の識別の確保を目的とする「**JAS法**」などによって、表示すべき項目とその表示のしかたを規制しています。夏は食中毒が最も気になる季節。買物の際に、しっかりと食品や食材の期限などを見極めて購入し、期限内に無駄なく使い切ることを心がけて欲しいと思います。

今回は買物の際に、消費者の最も関心が高い表示項目であろう、日付表示などについて説明します。

日付用語は「消費期限」と「賞味期限」のみ

食品衛生法とJAS法で期限表示の用語も異なっていたため、両方の法律が見直され、2005年8月からは、日付用語に關し、用語も定義も統一されました。

「消費期限」とは

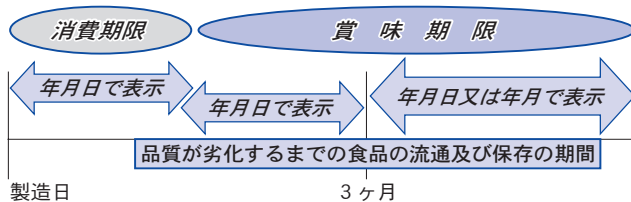
表示された保存方法で「保存した場合に、腐敗、変敗その他の品質の劣化にともない安全性を欠くこととなる恐れがないと認められる期限を示す「年月日」、言い換えると「期限を過ぎたら食べないほうがいい期限」の事です。表示は必ず年月日でしなければなりません。

「賞味期限」とは

表示された保存方法で「保存した場合に、期待されるすべての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日」、言い換えると「おいしく食べられる期限」のことです。この定義には「当該期限を超えた場合であっても、これらの品質が保持されていることがある」との但し書きが付けられ、賞味期限を過ぎてもまだ食べられる旨を併記するように求めています。表示は期限が三か月以内のものは、年月日表示、三か月を超える場合は年月表示は、賞味期限の掲載月の末日までが実際の賞味期限となります。

食品アレルギーの表示に対する取り組みは？

特定の食品に反応して、アレルギー症状を起こされるかたがいます。そんなかたにとっては摂取使用としている食品にアレルギー症状を引き起



●表示されるアレルギー物質

表示義務があるもの (7品目)	表示することを 推奨しているもの (18品目)
卵（うずら、あひるなどの食用鳥卵を含む） 小麦（大麦、ライ麦などは含まない） 乳（牛乳、チーズなどの牛乳製品のみ） えび かに そば 落花生（落花生油を含む）	あわび、いか、いくら、さけ、さば、オレンジ、キウイフルーツ、もも、りんご、くるみ、大豆、まつたけ、やまいも、牛肉、鶏肉、豚肉、バナナ、ゼラチン

08年7月31日現在

この食品が含まれているかどうかを識別することが大切なことです。発症を回避して、食生活の自由を楽しめるよう、義務表示のある食品が7品目あります。

食品アレルギー表示義務について

食品衛生法に基づいて厚生労働省がアレルギー物質を含む食品として義務づけているものは、七品目です。かにとえびの表示義務は2008年6月3日から、そのほかの食品に関しては、今年の6月4日から表示義務となりました。なお規制されるのは事前包装食品だけで、量り売りや外食は規制されていません。

消費生活相談：電話・面談とも 毎週火曜日の午後1時～5時
毎週木曜日の午前8時30分～午後0時30分／役場1階相談室／☎76-1001

図書館通信

新刊紹介

森の葉っぱのジグソーパズル
末吉暁子著・ゴブリン書房



「クルミ森」を舞台に繰り広げられるお話し第三巻。森の季節の移り変わりを描いた、楽しく不思議なお話です。クルミっ子たちと一緒に歌を歌うのも楽しみの一つです。(児童書)

絵本が目をさますとき
長谷川摂子著・福音館書店



「どんな絵本から始めたらいいの?」「あかちゃんと絵本の楽しみ方のこつは?」そんな質問に答えてくれます。子どもと一緒に読むことが楽しくなる1冊です。

「辞めたい!でも辞められない」ときに読む本
斎藤茂太著・実業之日本社



「仕事に疲れた」「人間関係がうまくいかない」こんなふうにしたことはありますか? そんなときに読んでください。元気になれる1冊です。

★8月のお話会ピーターパン★

8月はお話し会はありません。

本・AV資料は期限内に返却しましょう。

小・中・高校生向けの課題図書を用意しています。9月末まで展示しています。その間の貸出しは1週間です。ぜひご利用下さい。

世界を変えた人が、子どもだったころのお話
PHP研究所編



坂本竜馬、ココ・シャネルなど、日本をはじめ世界中の偉人たちの「子ども時代」をわかりやすく紹介しています。少しの時間で、子どもに読み聞かせができ、互いに楽しめる1冊です。(児童書)。

乳のごとき故郷
藤沢周平著・文藝春秋



母の思い出、友と恩師など、作者が生まれ育ったふるさとのことを綴った1冊です。なつかしくもあり、どこか悲しさが漂う内容。藤沢作品の原点が詰まっています。

●図書館休館日：毎週月曜日(月曜日が祝日の場合は翌日)・毎月末日(その日が、休館日にあたる時はその翌日も休館)・年末、年始(12/27～1/5) ☎0745-78-9903

上牧の特産品ブドウを!!

帰省のお土産にご利用下さい。

宅配も承ります
(クロネコ)

赤色系 デラウェア
ニューベリー
黒色系 シチューベン
バッフアロ(ピオーネ系)
藤稔
青色系 ニューマスカット

田島ぶどう園

上牧町三軒屋(奈良交通上牧町役場前)
TEL・FAX. 0745-77-2919

車処分 買取 損害保険

●車処分にお金を払っておられませんか?

当社は車引取りから廃車処分料、廃車登録料すべて無料です。さらにリサイクル券が有る車は以下の価格で買取ります!

● 2001cc以上 ￥15,000～	● 1401cc～2000cc ￥10,000～
● 1400cc以下 ￥5,000～	● 軽自動車 ￥3,000～

- 良質車は高く買取ります!
- 車をお探しの時は安く良い車を見つけます。
- 自動車保険・自賠責保険・傷害保険・火災保険その他損害保険全般 お見積ご加入は24時間受付!



(有)グローバル通商

TEL 0745-78-2961 FAX 0745-78-2968
自動車商許可 No. 641170000353

(広告)

(広告)

原付バイク

お手軽なリサイクルスクーター(50cc～)各種 不要バイク買い取り

全車整備済&アフターサービス万全

地元のお店です、出張修理おまかせください

パンク修理、タイヤ交換等も格安です

内閣総理大臣認定番号第26-6066号
関西リサイクル協同組合 事務長

マキノ商会

奈良事業所

北葛城郡上牧町米山台4-9-12 TEL0745-77-0388
ショップ直通電話: 78-4144 定休日: 毎週金曜日

バイクの在庫は随時入荷中、お気軽にご来店ください!



(広告)

各種相談 《ご案内》

●法律相談

☆上牧町主催（偶数月に開催）

担当：弁護士

と き：2・4・6・8・10・12月の第一水曜日
午後1時～4時

ところ：2000年会館

定員：先着申込順6名

内容：各種法律問題全般

申込・問合先：

役場秘書課へ電話で申し込んでください

☎76-1001 役場内線298番

☆中南和法律相談センター（奇数月に開催）

担当：弁護士

と き：1・3・5・7・9・11月の第二金曜日
午後1時～4時

ところ：2000年会館

定員：先着申込順6名

内容：各種法律問題全般

申込・問合先：

奈良弁護士会へ電話で申し込んでください

☎0742-22-2035（相談日の1週間前の午前9時30分から申込受付。

当日の申し込みは出来ません）

●行政相談

担当：行政相談委員

と き：毎月第二金曜日 午後1時～4時

ところ：2000年会館

内容：役所の仕事について全般

問合先：秘書課 ☎役場内線222番

●人権相談

担当：人権擁護委員

と き：毎月第二金曜日 午後1時～4時

ところ：2000年会館

内容：人権問題全般

問合先：福祉課 ☎役場内線145番

●消費生活相談

担当：消費生活相談員

と き：毎週火曜日 午後1時～5時

毎週木曜日 午前8時30分～午後0時30分

（上記共、祝日は除く）

ところ：役場1階の相談室

内容：消費生活問題全般・多重債務問題

問合先：秘書課 ☎役場内線222番

●教育相談

担当：学校指導主事

と き：毎週火曜日 午後1時30分～4時

相談：電話による相談 ☎役場内線119番

内容：教育問題全般

問合先：教育総務課 ☎役場内線119番

●スクールカウンセラー教育相談

担当：スクールカウンセラー

内容：教育問題全般

ところ：①上牧中学校

と き：9月3・24日

午前11時～午後5時

申込先：上牧中学校 ☎76-5479

ところ：②上牧第二中学校

と き：9月10日

午前11時～午後5時

申込先：上牧第二中学校 ☎72-3700

問合先：教育総務課 ☎役場内線119番

地域密着型で効率的な広告 お店の広告は広報紙で

月1回、町内全戸配布の広告で商売繁盛

広報 かんまき

上牧町役場秘書課 0745-76-1001

掲載料：1枠 1万円／2枠 2万円

（この見本の大きさは1枠です）

広報「かんまき」の紙面に町の財源確保の一環として申し込み順に有料広告を掲載しています。これらについては町が広告主の利用を特別に推奨したり、その内容を保証するものではありませんのでご利用にあたってはご自身の判断をお願いします。

広報「かんまき」の広告

町の動き		平成22年6月末日現在
世帯数	9,650（-7）	
男性	11,577（-24）	
女性	12,667（-11）	
合計	24,244（-35）	
		（ ）は前月比

*町の木 まき

*町の花 ゆり